

第15号議案

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第五号

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の管理職手当の額は、同表に定める管理職手当の額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第二条第二項中「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、同条第三項を削る。

付則を付則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の二項を加える。

（経過措置）

2 当分の間、条例付則第七条第一項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の額は、別表に定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「付則第二項」とする。

別表（備考を除く。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員の管理職手当の額は、その者が令和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表に定める額とする。

3 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第二条第一項及び別表の規定を適用する。

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第五号）新旧対照表

	改正後（案）	現行
第一条　（略） (範囲及び額)	第一条　（略） (範囲及び額)	第二条　管理職手当の支給を受ける者の範囲及び額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の管理職手当の額は、同表に定める管理職手当の額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
第二条　管理職手当の支給を受ける者の範囲及び額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の管理職手当の額は、同表に定める管理職手当の額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。	2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第十一条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）の管理職手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による管理職手当の額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。	2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第十一条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）の管理職手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による管理職手当の額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(別表)

り捨てた額)とする。

- 3 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員の管理職手当の額は、第一項の規定にかかるわらず、同項の規定による管理職手当の額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 (略)

第三条から第五条まで (略)

付 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

- 2 当分の間、条例付則第七条第一項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の額は、別表に定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、五十円以上一百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

- 3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「付則第二項」とする。

別表(第二条関係)

支給範囲	支給額 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	支給額 定年前再任用短時間勤務職員
(省略)		

(削る)

#### 付 則

##### (施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員の管理職手当の額は、その者が令和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の幼稚園教諭職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表に定める額とする。
- 3 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第二条第一項及び別表の

支給範囲	支給額	支給額
	再任用職員以外の職員	再任用職員
(省略)		

備考 再任用職員とは、法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。

規定を適用する。